

東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による 原子力損害に係る賠償請求について (水道・工業用水道・下水道事業分)

放射性物質が検出された下水汚泥焼却灰の保管費用や、放射性物質測定費用など、現段階で東京電力株式会社への賠償請求ができることとなった、水道・工業用水道・下水道事業に係る原子力損害の一部について、本日、東京電力株式会社へ賠償請求書を提出しましたのでお知らせします。

1. 請求の対象期間等

第1回目の請求として、平成23年3月11日から平成23年11月30日までに費用の支出が確定した損害を対象とします。

なお、人件費等の不確定要素については、今回の請求には含まず、額が確定次第、随時請求してまいります。

2. 賠償請求額

(1)水道事業の賠償請求(人件費等の不確定要素は含みません)

- 請求金額 44,099,209円
- 主な内訳 ・水道水・汚泥等の放射能測定費用等(10,512,470円)
・水処理で生じた汚泥等の処分費用等(33,586,739円)

(2)工業用水道事業の賠償請求(人件費等の不確定要素は含みません)

- 請求金額 47,785,653円
- 主な内訳 ・水道水・汚泥等の放射能測定費用(452,120円)
・水処理で生じた汚泥等の処分費用等(47,333,533円)

(3)下水道事業の賠償請求(人件費等の不確定要素は含みません)

- 請求金額 134,567,716円
- 主な内訳 ・下水汚泥焼却灰等の放射能測定費用等(2,608,550円)
・下水汚泥焼却灰の運搬・保管費用等(131,959,166円)

3. 川崎市が放射線対策に要した費用全額の請求について

川崎市が東京電力福島第一、第二原子力発電所の事故への対応に要した費用は、今回請求をした、水道・工業用水道・下水道事業を含め、平成23年度末までに11億円を超える見込みとなりますので、本市が放射線対策に要した費用全額の賠償を求めていく旨の文書(裏面参照)を、本日、東京電力株式会社へ提出しました。

(問合せ先)

◎1・2に関すること

【水道・工業用水道事業関係】 上下水道局経営管理部〔水道財務・出納〕 044-200-3104

【下水道事業関係】 上下水道局経営管理部〔下水道財務〕 044-200-2863

◎3に関すること

総務局危機管理室〔企画調整〕 044-200-2793



23川総危第1391号
平成24年2月1日

東京電力株式会社
取締役社長 西澤俊夫様

川崎市長 阿部孝夫

放射線対策に要した費用の請求について

東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故により、本市においても多くの放射性物質が観測され、行政のみならず、市民活動にも多大な影響が出ているほか、市民の間からは、今後も先行きの見えない放射線対策に対して、特に放射線の影響を受けやすいといわれる乳幼児やこどもへの影響を懸念し、心配する声が行政に対して多く寄せられています。

本市では、発災直後から現在に至るまで、学校や保育園、幼稚園、公園等こどもが多く集まる場所での放射線の測定と汚染物質の除去、給食の放射線量の測定、上下水道事業での放射性物質を含んだ焼却灰等の保管など、様々な取り組みを行い、市民の安全・安心の確保に努めておりますが、これらの対策には多大な費用を要しております。

平成23年12月末時点での概算では、平成24年3月末までに本市における放射線対策に要する経費は11億円を超える見込みであり、本市財政を圧迫する要因にもなっております。

これらの原因は、貴社の東京電力福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故によることは明らかであり、川崎市民の税金等を投入することは、到底納得できるものではございません。

従いまして、本市といたしましては、今回請求いたします水道事業・工業用水道事業・下水道事業に限らず、放射線対策に要した費用全額について、貴社に求めていく所存でございますので、よろしく御承知おき願います。

連絡先：川崎市総務局危機管理室
電話：044-200-2794（直通）